

【防火対象物編】

Q 1 新しく飲食店をオープンしたい！
空家を利用して、飲食店を始めたいと思っています。
小さなお店なので、消防の設備などは必要ないでしょうか？



A 1
飲食店は、延べ面積に関わらず消火器具の設置が必要です。対象となる飲食店は、「飲食業として提供する飲食物の調理のため、ガスコンロ、ガスレンジなど火を使用する設備や器具が設けられている店舗」となります。飲食店に限らず、新たにお店などオープンされる計画がある場合も、必ず事前相談をお願いします。

小規模飲食店への消火器設置

<https://www.chubu.saga.saga.jp/library/shobo/kasaisaigai/jigyosha/shokiboishokuten.pdf>

Q 2 棟の接続
敷地内に倉庫と事務所がありますが、簡易的な渡り廊下で接続したいと思っています。
問題ないでしょうか？



A 2
倉庫や事務所などの防火対象物は、面積や建物構造により消防用設備等を規制しています。したがって、面積が増加したり、建物の構造が変更になることで、新たに消防用設備等の設置が必要となる場合がありますので、事前相談をお願いします。

Q 3 老人ホームの増改築
ピロティで利用者様が車の乗降りをされますが、少し手狭なので、風除室とピロティ部分を拡張したいと思っています。問題ないでしょうか？



A 3
風除室とピロティを拡大すると、Q 2 同様に床面積が増加することが予想されます。また、風除室は「避難上有効な開口部」として算定している可能性もありますので、事前相談をお願いします。

Q 4 用途を変えたい！
ビルの空きテナントで、新たに「放課後等デイサービス」をはじめたいと思っています。元々飲食店だったため、消火器は設置されています。



A 4
消火器以外にも、消防用設備等の設置が必要となる可能性があります。また、放課後等デイサービスとのことですので、収容人員が30名以上となれば、防火管理者の選任も必要です。いずれにしても、事前相談をお願いします。